

町内の皆様へ

令和5年度

社協会員(会費)にご協力を!

美浜町社会福祉協議会は、民間の福祉団体として「みんながつながる笑顔と安心のまち」を目指し地域の様々な問題に取り組んでいます。

高齢者や障がい者、ボランティア活動や防災に関する事業、各種相談事業を行っています。このような活動を行う貴重な財源の一つが、皆様からの会費です。

地域福祉活動推進にご理解をいただき会費納入にご協力ください。



会費の区分(年会費)

① 一般会費	年額(1口) 1,000円 社会福祉やボランティアに関する活動を行う方 ボランティア活動保険に加入します。
② 賛助会費	年額(1口) 1,000円 社会福祉協議会の趣旨に賛同する個人で、会費を納めることにより、資金面で社協活動を支援していただく会員
③ 団体会費	A団体 5,000円・B団体 3,000円
④ 法人会費	町内 3,000円・町外 5,000円

※ボランティア活動中のケガや、他人に損害を与えたときの損害保険がセットになった保険です。

地域から孤立をなくす、活動に使われます。

■社協会費は、地域福祉の推進に活用されます。

- ・地域巡回ふれあいいきいきサロン事業
- ・一人暮らし等高齢者地域の見守り活動
- ・外出支援(移送)・買い物サロン生活支援
- ・福祉機器や介護機器の貸出事業・福祉関係広報啓発活動

【会費納入方法とお問い合わせ】

社協事務局(地域福祉センター)までご持参いただけるか、のちほどになります。地区の社協関係者(福祉協力員他)がお伺いをさせていただく予定となっています。

また、電話等で事務局までご一報いただければ集金にあがることも可能です。

地域により会費納入の方法や訪問時期が異なる場合がございますのでご了承ください。

<お問い合わせ先>



社協法人 美浜町社会福祉協議会

〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町大字和田1-1-38番地の326 (美浜町地域福祉センター内)

TEL 0738-23-5393 FAX 0738-23-4300

E-mail : mihama-csw@naxnet.or.jp

URL : <http://www.shakyo.or.jp/hp/1300/>

■会費の種類

活動者用（一般会費）と資金面のご支援をいただく（賛助会費）です。

ボランティア保険について

■ボランティア活動中のケガや、他人に損害を与えたことにより損害賠償問題が生じた場合に、かかる費用を補償する損害保険がボランティア保険です。

■つぎのボランティア活動は、保険の対象になりません。

- ・ 町内会・自治会・PTA 等、会員の共通の利益、親睦を目的とした活動
- ・ 学校の管理下でおこなうボランティア活動
- ・ インターンシップ等や資格取得を目指した活動
- ・ 企業等の営利活動の一環としておこなう活動

■補償金額（保険金額）・保険金 1 名あたり

入院保険金日額 6, 5 0 0 円 通院保険日額 4, 0 0 0 円 など

※お問合せ先 : 社協事務局（美浜町和田 1138-326 地域福祉センター内） 電話 2 3 - 5 3 9 3